

被災者生活再建支援法の支援対象拡大に関する意見書

本年6月18日の大阪北部地震では、4万棟を超える住家が被害を受け、その後発生した西日本豪雨災害や北海道胆振東部地震においても、非常に多くの住家被害が発生するなど、昨今、大規模災害が多発するとともに、被災地における住家の被害は極めて深刻なものとなっている。

しかし、被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として制定された被災者生活再建支援法における支援の対象は、「全壊」及び「大規模半壊」等に限定されている。

相次ぐ大規模災害による建物被害の状況を踏まえると、被災者生活再建支援法の支援対象を拡大することが急務である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、被災者生活再建支援法の支援対象の拡大を検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月3日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣
(防災)

} 宛(各通)